

苫小牧市プレミアム付商品券 約 款

有効期限

平成31年4月19日から
令和2年4月30日まで

発行者

苫小牧市プレミアム付商品券実行委員会

構成団体

苫 小 牧 市
苫 小 牧 商 工 会 議 所
苫小牧市商店街振興組合連合会

事務局

苫小牧市旭町4丁目4番9号 苫小牧市役所第2庁舎
電話84-4066 FAX32-6098

第1章 総則

(趣旨)

第1条 苫小牧市、苫小牧商工会議所（以下「商工会議所」という。）及び苫小牧市商店街振興組合連合会（以下「市商連」という。）は、消費税・地方消費税率上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費の喚起・下支えをすることを目的として、苫小牧市、商工会議所及び市商連が共同して組織を設置し、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行する事業に関し、必要事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 商品券発行団体は、苫小牧市、商工会議所及び市商連の共同事業体とし、苫小牧市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、本約款の施行日から令和2年4月30日までの間とする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総冊数は15万6千冊、発行総額は7億8千万円とする。

2 前項に規定する発行総額のうち、販売総額は6億2千4百万円とし、その25%にあたる1億5千6百万円はプレミアム分とする。

(商品券の販売内容等)

第5条 発行する商品券は、1冊4千円とする。

2 1冊の商品券は、額面1枚500円の10枚綴りとし、「苫小牧市プレミアム付商品券」と称する。

(券面表示事項)

第6条 商品券の券面に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 利用可能な金額及び期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) つり銭への対応
- (5) 紛失、盗難等の免責
- (6) その他苫小牧市プレミアム付商品券実行委員会の長（以下「実行委員長」という。）が必要と認めた事項

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者は、平成31年度住民税非課税者と平成28年4月2日から

令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主とする。

(購入限度数)

第8条 商品券の購入限度数は、1対象者につき5冊までとする。

(販売期間)

第9条 販売期間は令和元年10月1日から令和2年2月28日とし、申請の受付、商品券購入引換券の発行等は苫小牧市が行うものとする。

(販売所等)

第10条 商品券の販売は、実行委員会が設置する市内金融機関窓口（以下「販売所」という。）で行うものとする。

2 販売所に責任者を置く。

3 販売所の責任者は、別に定める方法で、販売のための商品券を受領し、これを販売するものとする。

(商品券・販売代金取り扱い)

第11条 発行する商品券及び商品券の販売代金の取り扱いは、警備会社に委託するなどの方法を用い、安全かつ確実な方法を採用するとともに、事故がないように最善の注意を払うものとする。

第3章 商品券の利用

(使用期間)

第12条 商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間とする。なお、使用期間を経過しても使用されなかった商品券は無効とする。

(使用店舗)

第13条 商品券が使用できる店舗は、第20条により取扱店舗登録の決定を受けた特定事業者とする。

(対象商品等)

第14条 商品券は、特定事業者が取り扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次のいずれかに該当するものには使用できない。

(1) 商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高いもの

(2) たばこ

(3) 出資、有価証券の購入や債務に係るもの

(4) 土地や家屋等不動産購入に係るもの

(5) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金、医療費等に係るもの

(6) 交通機関の市外への運賃

(7) 電子マネーへのチャージ(入金)

- (8) 事業活動に伴い使用する原材料及び機器類、仕入商品等の事業資金
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (10) その他実行委員長が指定したもの
(つり銭)

第15条 商品券の額面金額に満たない使用に対するつり銭は、支払わないものとする。
(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失及び滅失は利用者の責務とする。
(不正利用の損害)

第17条 商品券偽造等の不正利用により本事業に損害を与えたときは、不正利用者に損害金の金額を賠償させるものとする。

第4章 特定事業者

(特定事業者の募集)

第18条 特定事業者募集のための周知方法は、苫小牧市のホームページ、商工会議所のダイレクトメール、新聞広告その他の手段により広く周知するものとする。
(特定事業者の登録資格)

第19条 特定事業者の登録資格は、本事業の趣旨を理解するとともに参加を希望する事業所等であって、かつ苫小牧市内に店舗等の営業拠点を有する者とする。
(特定事業者の登録手続き)

第20条 特定事業者の登録を希望する者は、実行委員会へ取扱店舗（特定事業者）申込書兼誓約書を提出するとともに、換金を依頼する苫小牧市内の金融機関店舗を事前に登録し、実行委員長の承認を得るものとする。

2 実行委員長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該事業者が登録資格を有することを確認の上、当該事業者に特定事業者決定通知書を交付する。
(換金期間)

第21条 特定事業者が使用者から受け取った商品券の換金期間は、令和元年10月1日から令和2年4月14日とし、換金期間を過ぎた商品券は換金できないものとする。
(取扱金融機関)

第22条 本事業に係る取扱金融機関は、統括金融機関を「苫小牧信用金庫本店」とし、市内金融機関を取次金融機関とする。
2 取次金融機関に支払う事務手数料は、実行委員会が負担する。
(換金方法)

第23条 特定事業者が商品券を換金する場合は、事前に登録した金融機関（市内の金融機関）の窓口において、「特定事業者決定通知書」を提示するとともに、特定事業者名が

裏書された商品券、換金申出書、通帳を提出する。

- 2 取次金融機関は、特定事業者から提出された商品券を受領したときは、受領した日の2営業日後に商品券の券面相当額を入金する。(登録金融機関が苫小牧市内の場合のみ)
- 3 事前に登録した金融機関が市外の場合、特定事業者は統括金融機関(苫小牧信用金庫本店)に商品券を持ち込み換金する。この場合、商品券を持ち込んだ特定事業者は、入金に数日を要することに同意したものとみなし、手数料等が発生した場合は、特定事業者が負担するものとする。

(特定事業者の責務)

第24条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面どおりの商品の販売及びサービス等の提供を行うとともに、積極的な販売促進活動に努めること
- (2) 実行委員会が配布するポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること
- (3) 利用者から受け取った商品券は、裏面に特定事業者名を押印又は記入するとともに、商品券の一部を切り取り未使用のものと区別すること
- (4) 他店名を押印又は記入あるいは一部が切り取られた商品券は、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は禁止する
- (7) 実行委員会及び苫小牧市が、本事業に関する調査等を行う場合、協力を拒まないこと
- (8) 本約款各条項の定め及び実行委員会の指示を遵守すること

(特定事業者資格の喪失等)

第25条 第14条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、特定事業者の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

- 2 特定事業者の都合により特定事業者資格の取り消しを希望する者は、書面にて実行委員会にその旨を申し出るものとする。
- 3 前各項の規定により、特定事業者資格を喪失した場合は、使用者から受け取った商品券の換金等、実行委員会に対する一切の権利を失うものとする。

(紛失等の責務)

第26条 使用者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失は特定事業者の責務とする。
(届出事項の変更)

第27条 特定事業者は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会へ届け出るものとする。

第5章 雑則

(返還請求等)

第28条 商品券を購入した者が、次のことを行った場合は、実行委員会は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること
- (3) その他本商品券の目的に相反する行為

2 特定事業者が自らの商品仕入れ等に商品券を利用した場合、実行委員会はプレミアム相当額の返還を請求することかできる。

(実行委員会の責務)

第29条 実行委員会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等の記録を残すこと
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行い、全ての商品券を金庫等に保管すること
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、直ちに実行委員長に報告するとともに、盗難、紛失した商品券の番号等を特定事業者へ通知すること
- (5) 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な管理運営を行うこと

(紛失等の責務)

第30条 実行委員会の故意又は過失による商品券の盗難、紛失及び滅失は実行委員会の責務とし、その損害の補填をするものとする。

(裁判管轄)

第31条 本事業の実施に関し訴訟等の必要が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第32条 商品券発行事業についての問い合わせ先は次のとおりとする。

発行団体 苫小牧市プレミアム付商品券実行委員会

事務局 苫小牧市

所在地 苫小牧市旭町4丁目4番9号 苫小牧市役所第2庁舎

電話番号 0144(84)4066

2 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴う必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附則

(執行期日)

この約款は、平成31年4月19日から施行する。